

## 骨子案 療育支援専門部会担当分野

分野（大分類）【総合計画】	施策の方向性（中分類）	現状・課題及び取組の方向性	数値目標等
4 障害のある子どもの療育支援体制の充実	<p>(1) 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実</p> <p>障害のある子どもが、乳児期から学校卒業までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、児童発達支援センターを中心とした地域における療育支援体制の構築を図ります。</p> <p>また、手帳の有無や診断名等にかかわらず障害の可能性が見込まれる子どものために、障害児等療育支援事業を活用し相談支援体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図ります。</p> <p>医療的ケア児等の支援に関しては、医療的ケア児等支援センターにおいて、様々な相談にワンストップで対応するとともに、地域の支援体制の構築を支援します。</p> <p>さらに、放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応するため、事業所の支援の質の向上を図ります。</p> <p>また、重症心身障害児（者）等が入院・入所する千葉リハビリテーションセンターについて、県民ニーズに対応できる施設の整備に取り組みます。</p>	<p>(1)</p> <p><b>【I 現状・課題】</b> 障害のある子どもが、乳幼児期から学校卒業後までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築が求められている。</p> <p><b>【II 取組の方向性】</b> 児童発達支援センターを中心とした、地域における療育支援体制の構築を目指すため、センター未設置の市町村や圏域に設置を促していく。 また、保護者の了解を得た上で関係機関が健診結果等の情報を共有し活用することや、ライフサポートファイルの一層の活用について、市町村に働きかけるとともに、事業の実施状況や効果についても検証を行っていく。</p> <p>(2)</p> <p><b>【I 現状・課題】</b> 障害のある子どもや家族が身近な地域で支援が受けられるよう、居宅介護、訪問看護、短期入所等を充実させるとともに、市町村や中核地域生活支援センター、児童相談所との連携により家庭の多重困難の状況を把握して社会福祉につなげたり、早期の虐待防止に努めるなど、在宅支援機能の強化が必要である。</p> <p><b>【II 取組の方向性】</b> 障害のある子どもが、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活し、また、短期入所事業所を利用して家族のレスパイトや緊急時に対応できるよう、特に医療型短期入所事業所の開設を支援するなど、在宅支援の環境整備に努める。</p> <p>(3)</p> <p><b>【I 現状・課題】</b> 障害認定の有無にかかわらず、地域の障害児施設の有する機能や人材を活用し、在宅の障害のある子どもや療育を実施している事業所が子どもや家庭、保育所等に対して支援を行う障害児等療育支援事業の推進が求められる。</p> <p><b>【II 取組の方向性】</b> 在宅の障害のある子どもや障害の可能性のある子どもを支援するとともに、保育所、幼稚園等の職員に対し、療育に関する技術指導を行うため、障害児等療育支援事業を推進する。</p> <p>(4)</p> <p><b>【I 現状・課題】</b> 医療的ケアが必要な子どもが、在宅において医療・福祉サービスが提供され、地域で安心して生活できるよう、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促すとともに、関係機関の連携調整を行う</p>	<p>◀ (1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターの設置市町村数 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">厚労省指針</span></li> <li>・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制構築 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">厚労省指針</span></li> <li>・児童発達支援事業所数 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県独自</span></li> <li>・放課後等デイサービス事業所数 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県独自</span></li> <li>・保育所等訪問支援事業所数 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県独自</span></li> </ul> <p>◀ (2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所事業所数 (医療型を内数として別途計上) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県独自</span></li> <li>・居宅介護事業所数 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県独自</span></li> </ul> <p>◀ (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児等療育支援事業実施見込み箇所数・実利用者数 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">厚労省指針</span></li> </ul> <p>◀ (4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置市町村数 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県独自</span></li> <li>・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業</li> </ul>

	<p>ための体制の整備が必要である。また、在宅の医療的ケアについては、地域資源に偏りがある。</p> <p><b>【Ⅱ取組の方向性】</b></p> <p>医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児等支援センターが中核となり、地域における支援体制の構築を促進するとともに、関係機関等の連携を図るための協議の場の設置を働きかける。</p>	<p>所の確保 <b>厚労省指針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 <b>厚労省指針</b></li> <li>・医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数見込 <b>厚労省指針</b></li> <li>・医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 <b>厚労省指針</b></li> <li>・障害児入所施設数 <b>県独自</b></li> <li>・指定障害児入所施設等必要入所定員総数 <b>厚労省指針</b></li> <li>・移行調整に係る協議の場の設置 <b>厚労省指針</b></li> </ul>
(5) 障害のある子ども一人 一人が十分に教育を受けら れるための取組の充実	<p><b>(5)</b></p> <p><b>【Ⅰ現状・課題】</b></p> <p>どの学校においても、障害の特性に配慮した支援や、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援ができるよう、学校全体での特別支援教育の充実を図ることが不可欠である。</p> <p><b>【Ⅱ取組の方向性】</b></p> <p>障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係機関の円滑な連携を確かなものとするネットワークの構築を図るとともに、その活用と支援体制の充実に努める。</p>	<p>◀ (5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼・小・中・高等学校等において、園・学校が個別の指導計画の作成が必要と思う児童等のうち、実際に個別の指導計画が引継ぎに活用された児童等の割合 <b>県独自</b></li> <li>・幼・小・中・高等学校等において、園・学校が個別の教育支援計画の作成が必要と思う児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が引継ぎに活用された児童等の割合 <b>県独自</b></li> <li>・特別支援教育に関する校内研修実施率 <b>県独自</b></li> <li>・特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率 <b>県独自</b></li> </ul>
(6) 難聴児に対する支援に ついて【新規】	<p><b>(6)</b></p> <p><b>【Ⅰ現状・課題】</b></p> <p>出生した全ての子どもが新生児聴覚検査を受けられるよう、県内統一の受診券方式による受検体制の整備を行っている。</p> <p>また、県立千葉聾学校では「きこえことばの相談支援センター」を設置し、聴覚に障害のある乳幼児児童生徒への相談支援だけでなく、保護者への支援も行っている。聴覚障害教育に関わる教員が、個々の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことができるよう、専門性を向上させることができることが求められる。</p> <p><b>【Ⅱ取組の方向性】</b></p> <p>新生児聴覚検査について、全ての子どもが受検できる体制を継続できるように、保護者への啓発を継続する。</p> <p>聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の構築に向け、難聴児向け児童発達支援センター、県立千葉聾学校、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化に向けた取組を進める。</p> <p>また、難聴児が地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、聴覚障害教育についての専門性を有する教員を育成する。</p>	<p>◀ (6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画策定 <b>厚労省指針</b></li> <li>・難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築 <b>厚労省指針</b></li> </ul>